



愛南町指定有形民俗文化財 「チョウナづくりの家」の 指定解除について

愛南町指定有形民俗文化財「チョウナづくりの家」は、柱全部を手斧（チョウナ）で削った一室住居の典型的民家であったことや、江戸時代後期より古い時期の特徴を示した庶民住宅の移り変わりを知る上で貴重な資料であったことなどの理由から、旧城辺町時代の昭和50年12月に町の文化財に指定されています。

その後、平成16年2月に、当初の所在地の僧都から現在の山出に移設されましたが、この際に元々の建材の半数以上が新しい材に入れ替わって復元されています。



▲指定前のチョウナづくりの家(昭和30年代)



▲指定有形民俗文化財「チョウナづくりの家」
移設復元作業(白い材は全て新しい材)



▲老朽化が著しい現在の様子

移設から現在に至るまでの建物の管理は、地元保存団体を経て町が維持管理を行ってきましたが、近年は屋根の風損に加え、雨漏りの深刻化など、今後の維持管理が困難な状況となっていました。

このことから、維持管理の継続の可否を判断するにあたり、愛南町文化財保護審議会において、「チョウナづくりの家」が建築物の安全性が保持され、現在も文化財としての価値を有しているのか、また今後の維持管理に係る経費と文化財としての価値のバランスが保たれるかなどの観点から協議を重ねてきました。

その結果、町文化財保護審議会は、老朽化による倒壊の恐れがあることや、復元部分が建物の大半を占め、当初の姿を有していないことなどの理由により、過去の調査記録に基づき記録として保存することを前提に、文化財の指定を解除して解体撤去することが妥当であるとの結論に達しました。

その後、愛南町文化財保護条例に基づき、本年3月30日に開催された愛南町教育委員会に諮り、その承認を得たことを受け、町文化財の指定を解除する運びとなったことを町民の皆さまにお知らせいたします。

引き続き、町の文化財行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

[問い合わせ先] 生涯学習課 電話:73-1112